

15 適正飼養推進プロジェクト支援規程

平成26年5月9日制定

平成29年11月16日に一部改正

平成30年1月29日に一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本愛玩動物協会（以下「本協会」という。）定款第4条第1項第1号及び4号に規定された適正飼養の推進にかかる事業（以下適正飼養推進プロジェクト）という）の連携実施を図るため、当該適正飼養推進プロジェクトの費用の支援に関する事項を定める。

(支援対象となる事業)

第2条 愛玩動物の愛護と適正な飼養及び管理に関する公益または本協会の事業の発展に資する適正飼養推進プロジェクトを対象とする。

(応募及び資格)

第3条 一般公募、役員からの推薦または本協会の連携団体からの申請による。2原則として法人格を有する団体、法人格を有する団体が主たる構成員となっている合議制の団体または本協会の連携団体を対象とする。

(支援金額及び件数)

第4条 支援金の総額及び支援件数は、当該年度の収支状況を勘案し、毎年決定する。

2 支援する費用は、支援対象となる適正飼養推進プロジェクトの実施に要する費用（物品・労務の提供を含む）とする。

(選考方法及び支援の決定)

第5条 業務執行理事会にて選考の上、理事会の承認を経て決定する。

(支援対象団体の義務等)

第6条 支援対象団体は、本協会が定める期限までに、本協会からの委託契約を締結するとともに、適正飼養推進プロジェクト実施報告書及び支援金についての収支報告書を提出しなければならない。

2 支援対象団体は、適正飼養推進プロジェクト実施結果を発表する場合、本協会の支援を受けたことを明示しなければならない。

3 不適切な支出または事業があると認められた場合は、支援金額の一部または全額を返却しなければならない。

(補 則)

第7条 応募手続きに関する以外の選考・審査に関する問い合わせに対する回答及び応募書類の返却はしない。

2 支援対象団体の名称、支援対象適正飼養推進プロジェクトの概要及び支援金額は、本協会の広報誌やホームページ等で公表する。

3 提出された各種プロジェクト実施報告書の概要は、本協会の広報誌やホームページ等で公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

付 則

1. この規程は、平成26年6月1日から施行する。